

広島県告示第七百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年八月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

東広島市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二十年一月六日	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所安芸津支所
平成二十年一月七日	午前二〇時三〇分～午前二時三〇分	広島中央農協志和堀支店
	午後二時～午後三時	福祉センター松翠苑
平成二十年一月八日	午前二〇時三〇分～午前二時三〇分	広島中央農協板城支店
	午後二時～午後三時	広島中央農協吉土実支店
平成二十年一月九日	午前二〇時三〇分～午後三時	寺西公民館
平成二十年一月一日	午前二〇時三〇分～午後三時	
平成二十年一月一五日	午前二〇時三〇分～午後三時	賀茂地方森林組合
	午前二〇時三〇分～午後三時	東広島市役所豊栄支所
平成二十年一月二〇日	午前二〇時三〇分～午後〇時	福富東公民館
	午後二時三〇分～午後三時	福富基幹集落センター
平成二十年一月二一日	午前二〇時三〇分～午後三時	広島中央農協黒瀬支店
平成二十年一月二二日	午前二〇時三〇分～午後二時三〇分	河内公民館

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二〇年一〇月六日 平成二〇年二月五日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会